



## 今後のスケジュール

- 1 令和7年1月初旬～** **資料をお届け**  
 加入申込書兼告知書、「一時払退職者傷害保険のご案内」等をご提供いたします。
- 2 令和7年1月中旬～** **ご説明**  
 ご職場へ説明にうかがいます。  
 （一部お電話にて説明の所属もあります。）
- 3 3月3日(月)** **必要書類提出締切**  
※提出締切日は所属により異なります。  
 「きずな」事務担当者にご提出ください。
- 4 3月24日(月)** **「きずなNEXT」口座振替開始**  
 (株)NKSより4月分の掛金と手数料を併せてご指定の口座より自動振替を行います。  

**毎月22日に月額掛金と手数料を口座より自動振替を行います**

  - ・5月22日(木)までの手数料は314円です。6月23日(月)以降の手料は385円です。
  - ・22日が休業日の場合は翌営業日に自動振替を行ないます
  - ・通帳の表示は「NKS.キズナ」となります(金融機関により「NKSフリカエ」「ニホンキョウドウシステム」等の表示になる場合があります)
- 5 7月 1日(火)** **「きずなNEXT」スタート**

### 【ご注意ください】

※きずな(生命保険部分)、きずなプラス、総合医療保障コース(基本型)は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。(但し、きずな(損害保険部分)、総合医療保障コース(セット型)、入院医療費支援制度、重病克服支援コース、団体傷害補償制度については配当金はありません)

※年齢は保険年齢です。

※きずなリレーコース(個人扱)、退職後終身医療保険について、今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

※きずな(生命保険部分)、きずな(損害保険部分)、きずなプラス、団体傷害補償制度、総合医療保障コース(基本型)、総合医療保障コース(セット型)、入院医療費支援制度、重病克服支援コースの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※きずなリレーコース(個人扱)の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

# 「きずなNEXT」のしおり

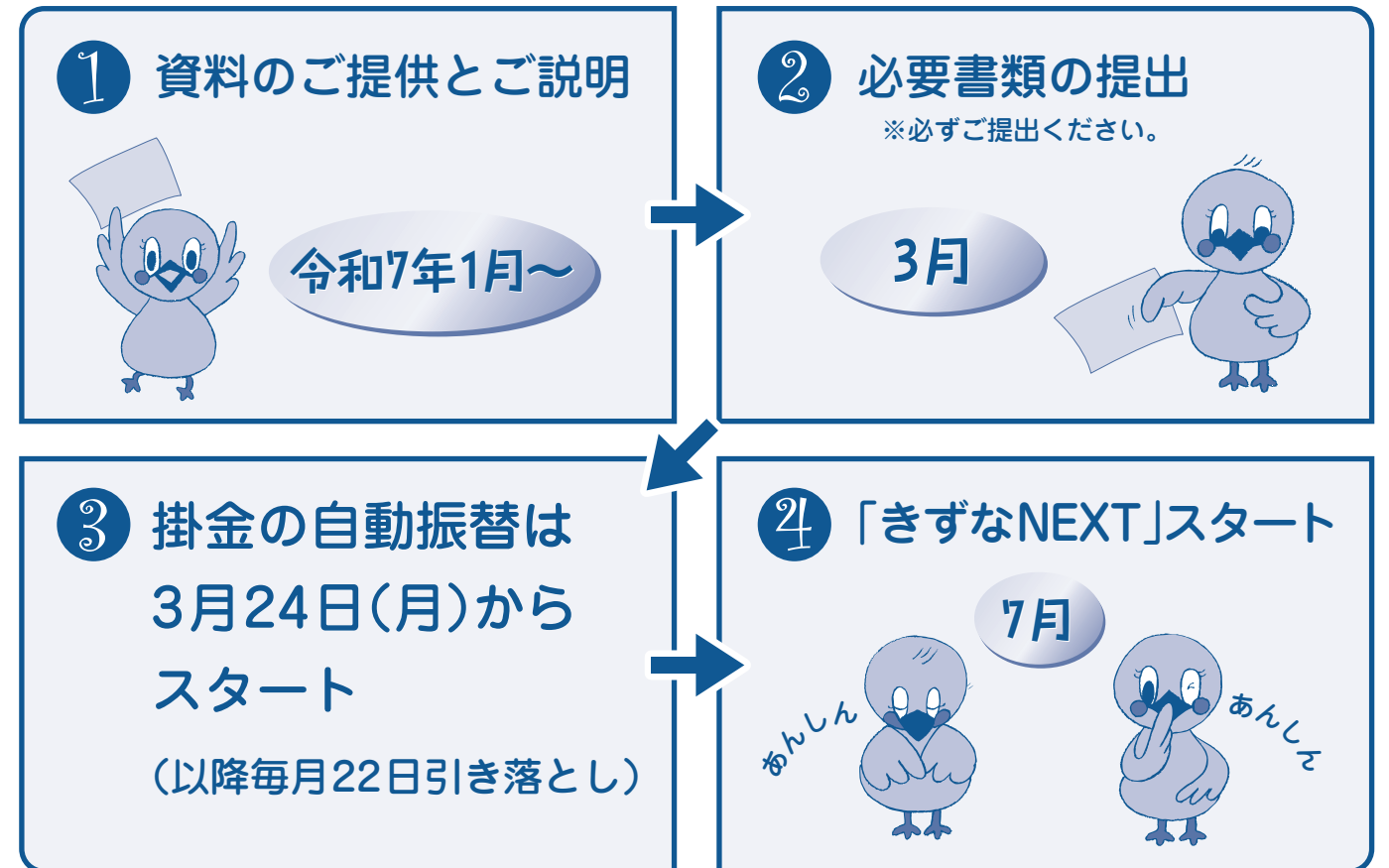
「団体保険保険料振替・配当金受け入れ口座登録書」をご提出いただきありがとうございました。

ご退職される方または非常勤職員(短期組合員)へ種別変更される方の「きずな」の手続きについてご案内いたします。(以下「退職」には上記種別変更を含みます)

## 「きずなNEXT」にて継続が可能です。

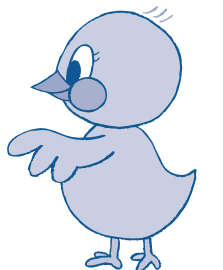
※その他も選択可能です

### 今後の手続きのながれ



### 【再任用を予定されている方】

4月～6月末までの3ヵ月分の掛金はご指定の口座より自動振替を行います。  
 4月以降に引き続き組合員であることを確認できた場合、7月から給与天引きに戻します。



## 兵庫県市町村職員共済組合

事務取扱(有)兵庫ライフサービス

# きずなNEXTとは

	現職中の「きずな」	退職後の「きずなNEXT」	個人保険への加入
	令和7年 3月31日 (退職日)	7月1日 (更新日)	※きずなプラス、重病克服支援コースは団体扱のまま継続となります。 きずなリレーコース(個人扱) 継続最高保険年齢 79歳 満了時保険年齢 80歳
死亡・高度障害保障	きずな(生命保険部分)	退職者専用コース 本人Xコース・Mコース・Sコースのみ 配偶者500万円コース・360万円コース・100万円コースのみ	継続最高保険年齢 69歳 満了時保険年齢 70歳
	きずなプラス ※障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人が保障の対象です。		継続最高保険年齢 80歳 満了時保険年齢 81歳
傷害保障	きずな(損害保険部分)	一時払傷害保険(10年間) 退職者専用コース 本人Xコース・Mコース・Sコースのみ 配偶者X5コース・36コース・10コースのみ	一時払傷害保険(10年間) 継続最高保険年齢 69歳 満了時保険年齢 70歳
	団体傷害補償制度		一時払傷害保険(10年間) 継続最高保険年齢 69歳 満了時保険年齢 70歳
医療保障	総合医療保障コース(基本型)	継続最高保険年齢 69歳 満了時保険年齢 70歳	
	総合医療保障コース(セット型)	継続最高保険年齢 69歳 満了時保険年齢 70歳	
	入院医療費支援制度	継続最高保険年齢 69歳 満了時保険年齢 70歳	
特定疾病保障	重病克服支援コース	継続最高保険年齢 79歳 満了時保険年齢 80歳	
所得補償	長期療養収入補償コース	※「きずなNEXT」でのお取扱いはありません。	
老後の保障	積立年金	※「きずなNEXT」でのお取扱いはありません。	
	現職中	残余期間	きずなNEXT

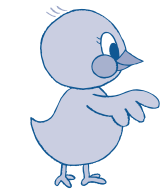
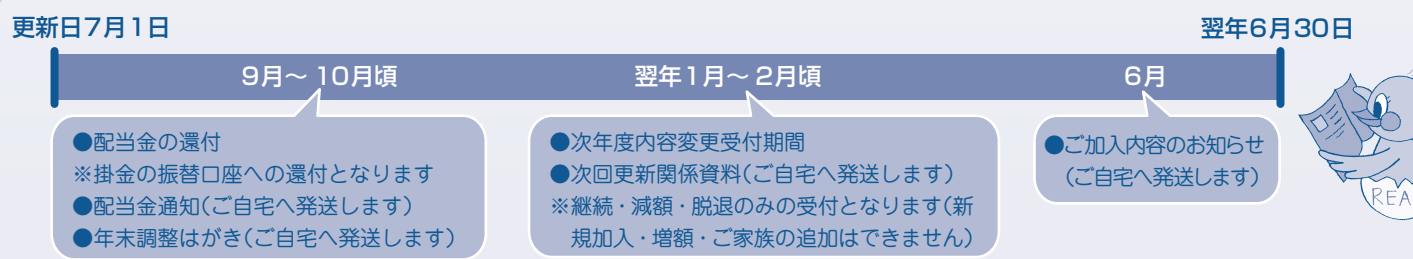
●「総合医療保障コース(基本型)」から、退職後に「退職後終身医療保険」へ移行(加入)ができます。  
 ・商品内容等については、「総合医療保障コース(基本型)」満了前に送付する「退職後終身医療保険パンフレット」をご確認ください。  
 ・「退職後終身医療保険」の商品内容等については、引受保険会社(明治安田生命保険相互会社)の担当部署(担当者)までお問い合わせください。

## ◆ POINT ◆

- 現職中の「きずな」を引き続き継続いただきますので、告知や医師による診査は必要ありません。
- 本人・配偶者のみご継続いただけます。(こどもは加入できません。)
- 現職中と同様に「きずな(生命保険部分)」、「きずなプラス」、「総合医療保障コース(基本型)」は配当金の対象となります。
- 「きずな」は「X・M・Sコース」(保険金額500万円以下のコース)、「きずなプラス」は「5・3・1コース」(保険金額500万円以下のコース)に申込書にて変更手続きが必要です。
- 長期療養収入補償コースと積立年金は退職と同時に脱退となりますので継続できません。



## ◆年間スケジュール



## ◆お手続き方法

締切日  
令和7年3月3日(月)  
※所属により締切日が異なりますので必ずご確認ください。

現在「きずな」X・M・Sコース、「きずなプラス」5・3・1コース以外の方のご加入の方はそれぞれコース変更のお手続きが必要です。

- 加入申込書兼告知書
- 現在のご加入内容、「きずなNEXT」(7月以降)のご案内は、同封の「きずなNEXT」の詳細についてをご確認ください
  - 生年月日・日付の記入、押印のうえ、以下の手続きをお願いします
- ・本人・配偶者ともに保険金額500万円以下のコースへ変更  
「きずな」は本人「X・M・Sコース」、配偶者「500万円・360万円・100万円コース」  
「きずなプラス」は本人「5・3・1コース」、配偶者「50・30・10コース」
  - ・長期療養収入補償コース・積立年金の脱退
  - ・こどもの全制度脱退
  - ※新規・増額・ご家族の追加加入はできません

現在「きずな」X・M・Sコース、「きずなプラス」5・3・1コースで加入の方は加入内容の変更希望がなければ申込書の提出は不要です。  
コース変更のお手続きは必要ありません。

★「きずなNEXT」の手続きに関するお問い合わせは・・・

「きずな」専用フリーダイヤル TEL (0120)076-669  
 設置期間:令和7年1月8日(水)～令和7年3月3日(月) 月曜日～金曜日(土日・祝日を除く)9:00～17:00  
 設置期間終了後は 078-252-2270まで

★残余期間中(令和7年4月1日～6月30日)のお問い合わせは・・・  
 (ご請求・氏名変更・住所変更・加入内容照会)

株式会社 日本共同システム(NKS) TEL (0120)129-128  
 (上記以外のお問い合わせ)

明治安田生命保険相互会社 関西公法人部法人営業第一部 TEL (078)252-2270

【お問い合わせ先】  
 (引受保険会社) 明治安田生命保険相互会社 関西公法人部法人営業第一部  
 〒651-0086 兵庫県神戸市中央区磯上通8-3-5 明治安田生命神戸ビル5階  
 TEL: 078-252-2270 受付時間 9:00～17:00(土、日、祝日を除く)

「きずな」の正式名称は遺族附加年金事業「きずな」で、以下の制度の総称です。

【制度名称】	
・きずな(生命保険部分)(災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】)	・抜無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】
・きずな(損害保険部分)(天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】)	・長期療養収入補償コース(精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】)
・きずなプラス(年金払特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】)	・団体傷害補償制度(天災補償特約付賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】、天災補償特約付賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付家族傷害保険【損害保険】)
・総合医療保障コース(基本型)(家族特約付短期入院特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】)	・入院医療費支援制度(疾病入院支援特約、傷害入院支援特約、疾病入院初期費用特約、傷害入院初期費用特約付医療保険【損害保険】)
・総合医療保障コース(セット型)(医療保険【損害保険】)	・積立年金(抛出型企業年金保険【生命保険】)
・重病克服支援コース(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付集団	

詳細はデジタルパンフレットをご参照ください。